

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 ①

参考資料

- 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）による評価を行う。

## サービス・事業所規模別の報酬区分 適用できる加算・特例

サービス・事業所規模別の報酬区分		適用できる加算・特例
・通所介護（通常規模型） ・通所リハビリテーション（通常規模型）	・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護	① 3%加算
・通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）	・通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）	① 3%加算 又は ② 規模区分の特例

## 加算・特例の発動要件

① 3%加算	② 規模区分の特例
○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合	○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となつた場合に適用
例）前年度の1月当たりの平均利用延人員数が700人の場合 利用延人員数が665人以下となつた場合、加算算定の申請が可能	例）前年度の1月当たりの平均利用延人員数が950人（大規模型Ⅱ）の場合 利用延人員数が900人以下となつた場合は大規模型Ⅰ、利用延人員数が750人以下となつた場合は通常規模型での報酬請求の申請が可能
通所介護（通常規模型）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合 基本報酬：773単位 3%加算： $773 \times 0.03 = 23$ 単位 合計：796単位 (+23単位)	通所介護（大規模型Ⅱ）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合 基本報酬（大規模型Ⅱ）：713単位 →基本報酬（大規模型Ⅰ）：740単位 (+27単位) →基本報酬（通常規模型）：773単位 (+60単位)

※ ①について、定員超過及び人員欠如の場合の減算並びに2時間以上3時間未満の場合の減算を算定する場合には、当該減算後の単位数に3%を乗じて計算する。

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬による評価

## ア 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分判定・併給調整方法

- 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分は、加算算定・延長、特例適用の届出を行う月の前月の区分によるものとする。
- 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、① 3%加算と② 規模区分の特例のいずれにも適合する場合は、② 規模区分の特例の適用を申請すること。

## イ 前年度の1月当たりの平均利用延人員数・月ごとの利用延人員数の算定方法

- 通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（実施上の留意事項について）」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては同通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定すること。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）の取扱いも上記通知によるものとする。

## ウ ① 3%加算を算定するにあたり、利用延人員数が減少しているかを判定する際の算定基礎

- ① 3%加算の算定可否を判定するにあたっての基礎は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」とする。ただし、令和3年2月又は3月（令和3年3月又は4月届出分）においては、前年度（令和元年度）の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月（令和2年2月又は3月）の利用延人員数のいずれかを基礎として、算定の判定を行うこととして差し支えない。
- 3%加算の延長を申請する場合でも、算定基礎は加算算定の申請を行った際に同一のものとする。
- 令和3年3月の利用延人員数が令和2年3月の利用延人員数と比較して5%以上減少しており、令和3年3月の減少分（4月届出）を受けて、令和3年5月から7月まで適用されている場合、加算算定の延長を申請する場合は、令和3年6月の利用延人員数と令和2年3月の利用延人員数を比較し、7月に届け出て、8月から延長となる。（加算算定の延長を申請するにあたり、令和3年6月の利用延人員数と、令和元年度の平均利用延人員数や令和2年年度の平均利用延人員数を比較することはできない。）

## エ ① 3%加算を算定するにあたっての端数処理

- 前年度の1月当たりの平均利用延人員数及び各月の利用延人員数は、イに基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする。
- 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。
- 例）令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数が1,001人、令和3年4月の利用延人員数が951人の場合、 $(1,001-951)/1,001 = 0.04995 \Rightarrow 4.995\% \Rightarrow 5.00\%$ となり、適用可。
- ① 3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、イに示す通知第2の1通則を準用し、小数点以下四捨五入とする。
- 例）通所介護（通常規模型）/要介護2/7時間以上8時間未満の場合、 $3\% \text{加算} = 765 \text{単位} \times 0.03 = 22.95 \div 23 \text{単位} \text{となる}。$

## オ ② 規模区分の特例を適用するにあたっての基礎

- ② 規模区分の特例を適用するにあたっての基礎は、「より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数」としているが、具体的的には、通常規模型：750人以下、大規模型Ⅰ：750人超900人以下とする。

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬による評価

- 3%加算の算定にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月から最大3か月間算定することができる。また、加算算定後も特別な事情があり、なお利用延人員数の減が生じている場合は、再度届出を行ない、さらに最大3か月間加算を算定することができる。（ただし、加算算定・延長の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。）

## 加算算定にあたってのスケジュール（例）①

	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
加算算定	ア 算定届提出  利用 延人員数減	イ 月ごとに利用延人員数確認  ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了						
延長					ウ 延長届提出  なお利用延人員 数が減少している 場合	イ 月ごとに利用延人員数確認  ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了	延長開始	延長終了

## 【加算算定／加算延長にあたっての届出方法】

※「届出様式（例）（感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式）」（以下、届出様式といいます。）を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、加算算定後の各月の利用延人員数の確認／加算算定の延長の届出共通の様式である。必要事項を追記していくことにより全ての届出において使用することができます。

ア 加算算定  
ア 加算算定の届出

・届出様式の（1）事業所基本情報、（2）加算算定の可否欄に「可」が表示された場合、**算定届提出月の15日まで**に都道府県等に届出様式を提出。  
イ 加算算定後  
イ 加算算定の各月の利用延人員数の確認

・届出様式を提出した月から、加算算定終了月（加算算定延長の場合は加算算定延長開始月）まで、毎月（3）加算算定後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。  
・記入した結果、（2）の「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。（提出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は届出の必要はない。）  
ウ 加算算定  
ウ 加算算定の延長の届出

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬等の介護算定による評価

## 加算算定にあたつてのスケジュール（例）②：令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合

- 令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合は、令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数のいずれかと比較し、3%加算算定の判定を行う。また3%加算算定の届出は令和3年4月1日までに行うものとする。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始	↑	算定終了			
			月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了		延長届提出	延長開始	↑	延長終了

（例）令和3年2月の利用延人員数が「令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和2年2月の利用延人員数のいずれか」と比較する。  
 ノート：（1）届出を行った月をもって算定終了する。（2）届出を行った月の翌月に届出を行った月をもって算定終了する。

## 加算算定にあたつてのスケジュール（例）③：加算の算定が途中で終了する場合

- 3%加算算定中（延長の場合を含む。）に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。  
 （例）令和3年4月の利用延人員数が5%以上減少している場合、5月に3%加算算定の届出を行い、6月から算定開始となるが、6月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月（7月）をもって3%加算算定終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出 (利用延人員数は なお減少)	算定開始	算定終了届 提出	↑	（算定 しない）		

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬による評価

## 加算算定期にあたってのスケジュール（例）④：算定期間に、年度の切り替えが生じる場合

- 3 %加算算定期間に年度が切り替わった場合でも、引き続き 3 %加算の算定期を行なうことが可能。

	令和 4 年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定期	利用 延人員数減	算定期提出 算定期開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもつて算定期終了	算定期終了	延長届提出	延長開始 ※ 月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもつて算定期終了	延長終了	
延長								

- なお、年度の切り替えにより、新たに事業所規模区分が大規模型Ⅰ・大規模型Ⅱとなつた通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、4 月以降の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の適用することとする。

	令和 4 年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
加算算定期	利用 延人員数減	算定期提出 算定期開始	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもつて算定期終了	算定期終了	適用届提出	適用開始 ※ 月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもつて適用終了	適用開始	
特例適用								

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもつて適用終了

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬等の介護報酬による評価

- 規模区分の特例の適用にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月（規模区分の特例の適用が開始された月）から、より小さい事業所区分で報酬区分の報酬を算定することが可能である。（ただし、特例適用の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。）

## 特例適用にあたってのスケジュール（例）①

	令和3年～4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例適用			ア 適用届提出	適用開始									
利用延人員 数減													
イ													

月ごとに利用延人員数確認  
※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了

## 【特例適用にあたっての届出方法】

※ 届出様式を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、特例適用の届出／特例適用後の各月の利用延人員数の確認共通の様式である。  
必要事項を追記等していくことにより全ての届出において使用することができる。

ア 特例適用の届出	・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算・特例適用の可否欄に「可」が表示された場合、 <b>適用届提出月の15日まで</b> に都道府県等に届出様式を提出。 ・記入した結果、(2)の「特例適用の可否」欄に「可」が表示された場合、 <b>適用届提出月の15日まで</b> に都道府県等に届出様式を提出。
イ 特例適用後の各月の利用延人員数の確認	・届出様式を提出した月から、加算適用(延長含む)終了月まで、毎月(5)特例適用後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。 ・記入した結果、(5)の「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。(提出を怠つた場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は、届出の必要はない。)

## (注) 大規模事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い

- 現下の新型コロナウイルス感染症への即時的な対応として、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少については、3%加算のみによる評価を行うものとし、規模区分の特例による評価は行わない。従って、通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）についてには、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護報酬等の介護報酬による評価

## 特例適用にあたつてのスケジュール（例）②：令和2年度末～令和3年度当初の取扱い

- 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）について、令和3年2月にご利用延人員数が減少している場合は、令和3年4月1日までに3%加算の算定を行なう。その後例えば同じ事業所の報酬区分別の報酬区分の利用延人員数と同等となる場合は、令和3年5月をもって加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能となる。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
加算算定	利用 延人員数減	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始	算定終了				
特例適用			適用届提出	適用開始				

※ 月ごとに利用延人員数確認、  
利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月  
に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了

## 特例適用にあたつてのスケジュール（例）③：特例の適用が途中で終了する場合

- 規模区分の特例適用期間中に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。  
(例) 令和3年4月の利用延人員数がより小さい事業所の報酬区分の利用延人員数と同等となるが、8月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月（9月）をもって規模区分の特例適用終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
特例適用	利用 延人員数減	適用届提出	適用開始	適用終了届提出	適用終了	適用終了	（算定 しない）	

※ 月ごとに利用延人員数確認、  
利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月  
に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了

# 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護酬等の介護報酬による評価

## 特例適用にあたってのスケジュール（例）④：適用期間中に、年度の切り替えが生じる場合

- 規模区分の特例適用期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き規模区分の特例を適用することが可能。

令和4年		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
特例適用	利用 延人員数減	適用届提出	適用開始						

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって適用終了

- なお、年度の切り替えにより、事業所規模区分が大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱから通常規模型となつた通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、3月をもつて規模区分の特例の適用を終了し、4月以降の利用延人員数が5%以上減少している場合は、3%加算算定の届出を行い、3%加算を算定することとする。

令和4年		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特例適用	特例適用	適用終了								

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了

4月・5月は加算・特例の  
いずれも算定・適用されない

※ 利用延人員数が5%以上  
減少している場合

月ごとに利用延人員数確認

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了

算定終了

なお利用延人  
員数が減少して  
いる場合

月ごとに利用延人員数確認

※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了

延長届提出

延長開始

## 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式

- 本様式は、感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価を届け出る際に使用するものです。
- 記入にあたっては、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発0316第4号・老老発0316第3号 令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）のほか、各項目の注を参照の上、行ってください。

### (1) 事業所基本情報

事業所番号		事業所名		
担当者氏名		電話番号	メールアドレス	
サービス種別	規模区分			

※ 青色セルは直接入力、緑色セルはプルダウン入力してください（以下同じ）。

※ サービス種別が通所介護及び通所リハビリテーションの場合には、規模区分欄も記載してください。

### (2) 加算算定・特例適用の届出

利用延人員数の減少が生じた月	令和 年 月
利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数	人
利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数	人
加算算定の可否	
特例適用の可否	

※ 黄色セルは自動計算されますので、入力しないでください（以下同じ）。

※ 「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」については、以下を準用し算定してください（以下、利用延人員数の計算にあたっては、すべてこれによることとします。）

・通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7（4）及び（5）

・通所リハビリテーションについては、同通知第2の8（2）及び（8）

※ 「加算算定の可否」「特例適用の可否」欄のいずれかに「可」が表示された場合は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することで、加算算定・特例適用の届出を行うことができます。（両欄とも「否」が表示された場合は、提出不要です。）

#### 加算算定事業所のみ

※ 加算算定開始後に記入してください。（加算を算定しない事業所は記入及び届出の必要はありません。）

### (3) 加算算定後の各月の利用延人員数の確認

	年月	各月の 利用延人員数	減少割合	加算 算定の可否
利用延人員数の減少が生じた月				
加算算定届提出月				
加算算定開始月				
加算延長判断月				
加算終了／延長届提出月				
延長適用開始月				
延長適用終了月				



減少の  
2か月後  
に算定  
開始

※ 加算算定の届出を行った場合は、利用延人員数の減少が生じた月から適用（延長含む）終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。

※ 「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を提出してください。（提出を怠った場合は、加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。）

#### 加算算定事業所であって、(3) オレンジセルに「可」が表示された事業所のみ

※ 加算算定開始後に記入してください。

### (4) 加算算定の延長の届出

加算算定の延長を求める理由	(例)利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要するため
---------------	-----------------------------------

※ 加算算定の延長を求める場合は、その理由を入力し、延長届提出月の15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することにより、加算算定の延長の届出することができます。

#### **特例適用事業所のみ**

※ 特例開始後に記入してください。（特例を適用しない事業所は記入及び届出の必要はありません。）

#### (5) 特例適用後の各月の利用延人員数の確認

※ 特例適用の届出を行った場合は、特例適用届を提出した月から適用終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。

※ 「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を届け出してください。(届出を怠った場合は、特例による報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。)





# ★通所系サービス事業所の皆様へ★

## 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合 加算や特例による介護報酬上の評価を行います

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための基本報酬への3%の**加算**や、事業所規模区分の**特例**を設けることによる評価を行うことにしました。

### 新型コロナウイルス感染症による利用者減への対応

※①は令和3年4月サービス提供分から  
②は令和3年6月サービス提供分から

サービス・事業所規模区分別の報酬区分に応じ、以下のいずれかにより評価を行います。

**① 3%加算      ② 規模区分の特例**

### 令和3年4月サービス提供分から加算を算定するためには、届出が必要です

- 事業所規模区分を問わず、令和3年2月の利用延人員数をもとに、以下のいずれかに該当する場合は、**4月1日までに指定権者に①3%加算の算定の届出を行い、4月サービス提供分から算定が可能です。**
  - ・ 令和元年度の1月あたりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
  - ・ 令和2年2月の平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
- 加算算定要件・算定可能期間・届出方法の詳細は、以下の通知をご覧ください。  
「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発0316第4号・老老発0316第3号令和3年3月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）
- 令和3年3月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行い、翌々月のサービス提供分から算定することが可能です。
- 基本的に3か月間算定可能です（1回に限り延長あり）。また、要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

### 大規模型事業所は、令和3年6月サービス提供分から特例の適用も可能です

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型I、大規模型IIの事業所は、令和3年4月の利用延人員数をもとに、以下に該当する場合は、**5月15日までに指定権者に②報酬区分の特例の届出を行い、6月サービス提供分から適用も可能です。**
  - ・ 大規模型Iの場合：利用延人員数が750人以下
  - ・ 大規模型IIの場合：利用延人員数が900人以下又は750人以下

(※) 令和3年4月・5月に①3%加算を算定している場合でも、同月の利用延人員数に応じ、加算から特例への切り替えを行うことも可能です。
- 特例適用要件・適用可能期間・届出方法の詳細は、上記通知をご覧ください。
- 令和3年5月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を行い、翌々月のサービス提供分から適用することが可能です。
- 要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。